

Ⅲ 国際水準GAP普及推進（都道府県向け事業）

第1 事業の内容

1 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

（1）GAP

GAPとは、国際水準GAPガイドラインに定める取組のことをいう。

（2）国際水準GAPの実施

国際水準GAPの実施とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理の5分野を満たした国際水準GAPについて、十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解した上で、その理解に基づき、実施することをいう。

（3）GAP指導員

GAP指導員とは、農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導を行うために必要な高い水準の知識を習得するための研修（国際水準GAPガイドラインの内容の習熟を目的とした研修を含む。）を受講するとともに、国際水準GAPの実施に向けた指導実績を3件以上有する者をいう。

（4）GAP指導体制

GAP指導体制とは、農業者のGAPに対する理解を促し、GAPの実施又は認証取得の促進を目的として、GAP指導員による指導・助言等の活動を推進する体制のことをいう。

（5）GAP認証

本補助金において、取得・維持・更新（以下「取得等」という。）の支援対象とするGAP認証は、GLOBALG. A. P. 及びJGAPとするが、2（1）イ人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援にあつては、ASIA GAPの維持も対象とすることができる。

なお、対象となるGAP認証は農産（花き等の非食用の作物を含む）に限り、畜産は含まないものとする。

2 取組内容

（1）本補助金の目的は以下のとおりとする。

ア 国際水準GAPに係る指導活動の推進

イ 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援

ウ 実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援

（2）（1）の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに補助率は、別添3-1のとおりとする。

なお、別添3-1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添3-2に従って実施するものとする。

また、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、当該ア及びイに定める点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

経費には、旅費、謝金、資料作成費等（検討会等を開催する上で真に必要なも

のに限る。)を含むものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合には、徴収した額と補助金額との合計額が開催経費を上回ってはならない。

3 成果目標の設定

本要領本体第2の成果目標は、別添3-1の目標値の欄に掲げる目標とし、目標ごとに事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定するものとする。

4 補助要件

- (1) 都道府県GAPが存続する都道府県については、当該GAP基準が国際水準GAPガイドラインへ引き上がっていること（農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン(平成22年4月策定)に準拠した基準を廃止していること。）。
- (2) 2の(1)アの事業実施主体並びにイ及びウの受益農業者等は、「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下「地方農政局長等」という。）に提出すること。

また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、地方農政局長等に提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

- (3) 2の(1)アの事業実施主体は、「みどりチェック」（みどりチェック）のチェックシート提出をみどり認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略を理解し、以下の関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。

主な環境法令の遵守

「エネルギーの節減」

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

「悪臭及び害虫の発生防止」

- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

「環境関係法令の遵守等」

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

また、2の（1）イ及びウの支援対象となる受益農業者等は、取組内容がGAP認証を取得することであり、「みどりチェック」チェックシートの取組を実施することになるため、チェックシートの提出を省略することができる。ただし、その場合であっても、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解し、「関係法令の遵守」部分は、以下の環境関係法令であることを理解することとする。

主な環境法令の遵守

「適正な施肥」

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

「適正な防除」

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

「エネルギーの節減」

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

「悪臭及び害虫の発生防止」

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

「生物多様性への悪影響の防止」

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）

「環境関係法令の遵守等」

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

第 2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第 5 の 1 に基づき別添 3－4 により事業実施計画を作成し、地方農政局長等へ交付申請書に添えて提出するものとする。ただし、交付等要綱の別記様式第 1 号及び第 3 号に添えて事業実施計画を提出する際は、別添 3－4 の提出は不要とする。

2 事業実施計画の審査及び承認

(1) 地方農政局長等は、1 の事業実施計画について、当該事業実施主体等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。

(2) 地方農政局長等は、(1) の審査を行った上で、交付決定により事業実施計画を承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

(1) 本補助金の交付を受けた事業実施主体は、目標値の達成に資する場合には、補助金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。

(2) 本要領本体第 5 の 1 に規定する事業実施計画の重要な変更は、交付等要綱別表 1 のⅡの 8 (1) に基づくほか、「目標値の変更」とする。

(3) 地方農政局長等は、交付等要綱第 13 の重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べるることができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長等は、事業実施主体に対し、本補助金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、次の (1) から (4) までに掲げる時点における事業の進捗状況を別添 3－6 により取りまとめ、(1) から (3) までについては当該時点から 1 か月以内に、(4) については地方農政局長等が別途指定する日までに、電子ファイルにより、地方農政局長等に報告するものとする。

(1) 7 月末時点

(2) 12 月末時点

(3) 3 月末時点

(4) 必要に応じて、地方農政局長等が指定する時点

2 事業の評価

本要領本体第 7 の 2 に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別添 3－7 により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の 6 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

(2) (1) の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局等においてそ

の内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。

- (3) 農産局は、地方農政局等の点検評価結果を取りまとめ、本要領本体第7の1(5)に定める評価検討委員会(以下「評価検討委員会」という。)に諮るものとし、地方農政局長等は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長等は必要に応じて、事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

- (5) 地方農政局長等は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添3-8により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

また、本ただし書きの規定は、平成30年度に実施された農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱(平成30年4月1日付け29生産第2347号農林水産事務次官依命通知。以下「30年度交付金実施要綱」という。)に基づく事業の評価に適用することができるものとする。この場合の妥当の判断は、30年度交付金実施要綱第8の2に規定する事後評価の実施において行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度6月末日までに報告することとする。

- (7) 地方農政局長等は、(5)により指導を行った場合には、その内容を農産局に報告するものとする。

第4 その他

1 補助金額の算定

- (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する補助金額を事業実施主体に交付するものとする。

- (2) 事業実施主体への本補助金の交付額は、本要領本体第5の1により各事業実施主体から提出される事業実施計画に記載された目標値等を基に、別添3-9により算定する。

- (3) 国は、地方農政局長等が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、すでに交付された補助金の一部若しくは全部の返還を

求めることができるものとする。

- (4) 国は、(1)による補助金の交付後において予算に残額（以下「予算残額」という。）がある場合又は事業実施主体から補助金の減額若しくは返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該予算残額又は減額等を受けた額について、他の事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

2 推進指導

地方農政局長等は、第2の3、第3の2（5）に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

別添3-1 本補助金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに補助率

目的	目標値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	補助率
<p>1 国際水準GAPに係る指導活動の推進</p>	<p>・新たに国際水準GAPを実施する地区数</p> <p>・GAP指導農業者数</p> <p>・GAP指導員の育成数</p>	<p>(1) 国際水準GAPに係る普及体制構築 推進検討会の開催や普及ツールの開発、国際水準引き上げに伴い必要な確認担当者の育成等に要する費用を助成する。</p> <p>(2) 国際水準GAPに係る指導活動の推進 GAP指導員等が、農業者等に対して行う指導活動を支援する。</p> <p>(3) GAP指導員の育成 GAP指導員の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。</p>	<p><根拠となるデータ等></p> <p>ア 都道府県での国際水準GAPの普及体制構築に向けた工程表を提出するものとする。なお、事業実施年度中に、本事業を活用し、国際水準GAPを新たに実施する地区数について、事業実施主体がリストにまとめて、提出するものとする。</p> <p>イ 当該事業実施主体が定めるGAPの指導体制に位置付けられる者（以下「GAP指導員等」という。）のリスト及び地区別の指導見込農業者数を記載したリストを提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項></p> <p>ア GAP指導農業者とは、GAP指導員等から、現地指導を含む複数回の国際水準GAPの実施に関する指導を受け、GAPの取組を始めた又は取組を改善した者をいう。なお、達成数のカウントに当たり、当該GAP指導を受けた農業者のGAP認証取得の有無は問わない。</p> <p>イ アの指導に当たっては、GAP指導員等は指導の記録を残すものとし、事業実施主体の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこととする。</p>	<p>事業費の定額 (10/10以内) とする</p>
<p>2 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援</p>	<p>GAP認証の取得等経営体数</p>	<p>農業教育機関が、人材育成を目的にGAP認証を取得等するに当たって必要な、認証審査に要する費用を助成する。</p>	<p><根拠となるデータ等></p> <p>事業実施年度中に、本事業を活用し、GAP認証の取得等が見込まれる農業教育機関について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項></p>	<p>事業費の定額 (10/10以内)とする</p>

<p>3 実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援</p>	<p>実需者と結びついた産地（団体）の新規認証取得経営体数</p>	<p>実需者と結びついた産地（団体）が、新規にGAP認証を取得するのに当たって必要な、次に掲げる取組に要する費用を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 認証審査 イ 認証取得に係る環境整備 ウ 研修指導の受講 	<p>取得等経営体数は、農業教育機関数を実数でカウントするものとし、事業実施年度中にGAP認証の審査を受審した者に限るものとする。</p> <p><根拠となるデータ等></p> <p>事業実施年度中に、本事業を活用し、新規にGAPの団体認証の取得等が見込まれる農業経営体数について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項></p> <p>ア 農産物に係る認証を対象とし、畜産物に係る認証は除外する。</p> <p>イ 団体の名称や構成経営体数をリストにより明らかにすること。</p>	<p>事業費の定額 （ただし、別添3-3に定める上限の範囲内とする。）</p>
--	-----------------------------------	---	---	---

GAP 拡大推進加速化（国際水準 GAP 普及推進）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、目標値の達成のために、本補助金を活用した事業メニューを実施する場合には、本ガイドラインによるものとする。

1 国際水準 GAP に係る指導活動の推進に係る取組

(1) 国際水準 GAP に係る普及体制構築

ア 事業の目的

国際水準 GAP の普及を推進させるため、事業実施主体において、推進検討会の開催や普及ツールの開発、農業者等の取組状況を確認する担当者の育成に係る取組等の支援を行う。

イ 事業の内容

事業実施主体が行う以下の取組を支援する。ただし、(ア)の取組は必須とする。

(ア) 推進検討会の開催

国際水準 GAP を戦略的に推進するために、有識者等を集めた推進検討会を開催するための費用を支援する。

(イ) 普及ツールの開発

農業者等に対して、国際水準 GAP を普及するために必要な普及ツールを開発するための費用を支援する。

(ウ) 確認担当者の育成

事業実施主体が実施する確認体制において確認を担当する者が、農業者等が国際水準 GAP ガイドラインに準拠した GAP に基づいた生産活動を行っているかどうかを確認するに当たり、都道府県 GAP を国際水準に上げたことに伴い当該確認の際に必要な知識を習得するための研修を受講する費用を支援する。

ウ 事業の対象者の要件

本事業における支援対象者は、事業実施主体のうち、国際水準 GAP の普及方策や体制が整っていない都道府県とする。ただし、イの(ウ)の取組に係る支援対象者は、事業実施主体のうち、国際水準 GAP ガイドラインに準拠した GAP の運用主体及び国際水準 GAP ガイドラインに準拠した GAP の運用主体と第三者による確認に関する合意を得ている者とする。

エ 留意事項

具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 推進検討会の開催	1 謝金	
2 普及ツール開発	学識経験者、生産者、流通業者、小売業者、消費者等で構成された検討会や審査員養成研修等の講師謝金等	
3 確認担当者の	2 調査等旅費	

育成	都道府県職員の視察等に係る旅費 3 委員旅費 検討会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の視察等に係る旅費 4 印刷製本費 検討会や普及ツールの資料作成等 5 通信・運搬費 検討会等資料の発送費等 6 会場借料 検討会等の会場借料等 7 消耗品費 検討会等の開催に必要な消耗品等 8 資料購入費 指導参考図書を購入等 9 情報発信費 動画等での情報発信、広告等	
----	---	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本補助金の対象とできる。ただし、各取組事項を行うために本補助金の対象とする経費については、事業実施主体において、その必要性を整理しておくこと。

(2) 国際水準GAPに係る指導活動の推進

ア 事業の目的

事業実施主体において、GAP指導員等による指導活動を推進し、いつでも認証取得が可能な水準となるよう農業者による国際水準GAPの実施の定着を図るものとする。

イ 事業の内容

事業実施主体が構築したGAP指導体制の下に、GAP指導員等が農業者等に対して行う指導活動を支援する。

ウ 事業の対象者の要件

本事業による活動費用等の支援対象者は、次に掲げる者のうち事業実施主体のGAP指導体制計画に位置付けられる者（以下「GAP指導員等」という。）及び指導活動のため一時的に招聘・派遣する外部専門家とする。

なお、（ウ）に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助の対象外とする。

(ア) 普及指導員等の都道府県職員

(イ) 営農指導員等の農業協同組合職員

(ウ) 農業教育機関の教員

(エ) 市町村職員

(オ) 農業者の中で指導的立場の者

(カ) 技術士（農業（農業・食品）部門）

(キ) その他事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

エ 留意事項

具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
<p>1 GAP指導員等による指導活動</p> <p>2 GAP指導体制検討会の開催</p> <p>3 GAP指導情報端末の導入</p> <p>4 その他農業者のGAPの実施に関する指導に高い効果が期待される取組</p>	<p>1 謝金 研修会等の講師謝金等</p> <p>2 調査等旅費 都道府県職員の農業者指導に係る旅費等</p> <p>3 委員旅費 関係機関・団体職員等の検討会の出席、農業者指導、外部専門家派遣、国際水準GAPガイドライン研修等の受講に係る旅費等</p> <p>4 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等</p> <p>5 通信・運搬費 指導に必要なICT端末の通信料(本事業によりリース導入した端末に係る分に限る。通信料には、基本使用料やインターネット接続サービス料等の毎月の固定費用を含む。)や、研修会等資料の発送費等</p> <p>6 会場借料 農業者指導に必要な会場借料等</p> <p>7 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等</p> <p>8 借上費 指導に必要なICT端末のリース料、システム利用料、初期設定費用等(端末の購入費用を除く。)</p> <p>9 資料購入費 指導参考図書の購入等</p> <p>10 情報発信費 研修会等のPR資材、広告等</p> <p>11 燃料費 GAP指導員等による現地指導等のため、自動車で移動する場合のガソリン代(調査等旅費又は委員旅費に該当する場合を除く。)</p> <p>12 備品費</p>	<p>・指導活動とは、農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導(GAP認証取得の有無は問わない。)をいう。</p> <p>・指導体制検討会とは、都道府県の指導方針等を検討するための会議をいう。</p>

	G A Pの指導活動に直接必要な備品等（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	
--	--	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本補助金の対象とできる。ただし、取組事項4については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

(3) G A P指導員の育成

ア 事業の目的

事業実施主体において、農業者による国際水準G A Pの実施の拡大を推進するため、国際水準G A Pの実施に係る指導や認証の審査等ができる者（農業者団体等における内部監査又は内部検査を行える者を含む）を育成する。

イ 事業内容

G A P指導員や審査員（G L O B A L G . A . P . 及びJ G A Pの審査員に限る）の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。

ウ 事業の対象者の要件

本事業において、研修費用等の支援を行う対象者は、次に掲げる者のうち、G A P指導員等とする。

なお、団体でG A Pに取り組む農業者等に対して、内部監査又は内部検査を行う者を対象に含めることができるものとする。

- (ア) 普及指導員等の都道府県職員
- (イ) 営農指導員等の農業協同組合職員
- (ウ) 農業教育機関（農業大学校、農業高校等）の教員
- (エ) 市町村職員
- (オ) 農業者の中で指導的立場の者
- (カ) 技術士（農業（農業・食品）部門）
- (キ) その他、事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であると考える者

エ 留意事項

具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 G A P指導員育成研修の開催又は受講	1 謝金 研修会等の講師謝金等	G A P指導員育成研修とは、国際水準G A Pの実施に関する指導ができる者の育成に資する研修をいう。
2 G A P指導員育成研修への派遣	2 調査等旅費 都道府県職員の研修受講や視察等に係る旅費	
3 その他G A P指導員の育成に	3 委員旅費 研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修受講や視察等に係る旅費	

<p>高い効果が期待される取組</p>	<p>4 研修受講費 G A P 指導員育成研修や、団体認証取得を目指す農業者及び団体事務局職員を対象とした内部監査員研修の受講料、テキスト購入料等</p> <p>5 印刷製本費 研修会等の資料等</p> <p>6 通信・運搬費 研修会等資料の発送費等</p> <p>7 会場借料 研修会等の会場借料等</p> <p>8 消耗品費 研修会等の開催に必要な消耗品等</p> <p>9 資料購入費 G A P 指導員育成用教材の購入等</p>	
---------------------	---	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本補助金の対象とできる。ただし、取組事項3については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

2 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援に係る取組

(1) 事業の目的

次世代の農林水産業を担う農業教育機関の生徒が、GAP認証の取得等を通じ、第三者である審査機関による審査を受けつつGAPを学び自ら実践することは、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚を兼ね備えた人材として必要な資質・能力の育成に資するものであり、こうした人材が就農することで、国際水準GAPを実施する産地の拡大につながることから、事業実施主体において、農業教育機関を対象に、GAP認証の取得等の支援（事業実施主体が(2)に掲げる事業内容を自ら行う場合に要する経費の支出を含む。以下同じ。）を行う。

(2) 事業内容

農業教育機関が新規にGAP認証を取得又は既存のGAP認証を維持・更新するに当たって必要となる認証審査の受審の取組に要する費用を支援する。

なお、農業教育機関は、地域への波及の観点から当該審査の受審を公開するとともに、GAP認証審査員への対応は生徒を主体とするよう努めるものとする。

(3) 農業教育機関の定義

本事業における農業教育機関とは、高等学校、大学その他学校法人、農業者研修教育施設等のうち、現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている又は位置付けることとしている機関をいう。

(4) GAP認証の維持・更新に係る認証審査を支援対象とする場合の要件

既存のGAP認証の維持・更新に係る認証審査は、農業教育機関の体制に応じて、次に掲げる要件を満たした場合に限り、支援対象にできるものとする。

ア 修学期間が2年以上又は2学年以上の農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の数を修学期間の年単位（月は切り捨て。学年制の場合は、学年数）で除した人数以上が入れ替わっていること。

イ 修学期間が2年未満でかつ学年制ではない農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の半数以上の人数が入れ替わっていること。

ウ ア又はイの要件の適用が困難な事情がある農業教育機関の場合

あらかじめ事業実施主体からア又はイに準ずる内容の要件（当該農業教育機関が申請時点で満たしているものに限る。）について申請があり、地方農政局長がこれを承認していること。

(5) 留意事項

農業教育機関の支援に当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 支援対象とするGAP認証の種類及びカテゴリーは、農業教育機関ごとに、人材育成にあたり取得等が必要と判断したものにより選定するものとする。

なお、人材育成にあたり特に必要と判断した場合にあっては、農業教育機関1校に対し、複数種類のGAP認証及びカテゴリーに係る取得等を支援することを妨げないものとする。

また、団体認証を取得した団体（以下「認証団体」という。）の構成員である農業教育機関のGAP認証の取得等を支援する場合にあっては、事業実施年度における認証団体の認証審査に要した費用の総額（以下「団体認証審査費用総額」という。）のうち農業教育機関の認証取得等に要した費用相当分（以下

「農業教育機関費用相当分」という。)に限って支援対象とすることができるものとする。

イ 農業教育機関は、取組の実施に当たって、あらかじめ見積書を取得するものとする。

ウ 具体的な支援内容は、事業実施主体が、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
認証審査	<p>(事業実施主体の取組) 農業教育機関の認証取得支援事務を行うに当たって必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金 審査会の委員謝金等 ・調査等旅費 都道府県職員の事業周知に係る旅費等 ・委員旅費 審査会委員の旅費等 ・印刷製本費 審査会の資料作成等 ・通信・運搬費 審査会資料の発送費等 ・会場借料 審査会の会場借料等 ・消耗品費 支援事務に使用する消耗品等 ・情報発信費 認証取得支援のPR資材、広告等 <p>(農業教育機関の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証取得推進費 認証審査に要する費用(エに掲げる留意事項による。) 	<p>・認証審査にあつては、原則として、事業実施主体の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。</p>

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本補助金の対象とできる。ただし、農業教育機関の取組については、認証審査に要する費用のみを対象とする。

エ 認証審査に要する費用の支援に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

(ア) 認証審査に要する費用には、審査の受審に付随する諸費用(登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等)を含むものとする。

(イ) 審査を受審できる環境を整備するための費用、審査で是正措置の指摘があった場合に対応するための費用、外部専門家等による認証審査のための研修・指導費用、ICTシステム利用料、内部検査・内部監査に要する費用等の認証審査に付随しない費用は、支援対象とはしない。

(ウ) 支援は、(エ)に掲げる場合を除き、相手方が発行した請求書等により金額が明確であるものに限り対象とし、当該資料を保管しておくこと。

ただし、請求書等によることができない真にやむを得ない理由がある場合

において、後日、請求書等を入手できる確約がある場合に限り、請求書等以外の根拠により、支援することができる。この場合、当該やむを得ない理由を整理しておくとともに、請求書等を入手次第、支援額の突合を行い、過払いのあった場合には遅滞なく返納させるものとする。

(エ) アのまた書きにより、認証団体の構成員である農業教育機関を支援する場合には、団体認証審査費用総額を請求書等（審査機関が発行したものに限る。以下同じ。）により明らかにした上で、当該費用を構成経営体数で按分等の方法により、農業教育機関費用相当分の額を算定するものとする。

この場合、事業実施主体は、算定の内容を記録し、根拠となる資料とともに保管するものとする。

なお、団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれている場合には、当該費用を除いた額をもって団体認証費用総額とするものとする。

また、次に該当する場合は、アのまた書きによる支援はできないものとする。

- a 団体認証費用総額を請求書により明らかにできない場合
 - b 団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれていないことを、請求書等により明らかにできない場合
 - c 団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれている場合であって、内訳が不明等の理由により、当該費用を除くことができない場合
 - d その他の理由により、農業教育機関費用相当分の額を算定できない場合
- オ 本補助金による支援と重複しない範囲で、農業教育機関のGAP認証取得等の取組を、事業実施主体の予算等により支援することを妨げないものとする。

3 実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援に係る取組

(1) 事業の目的

持続可能な農業構造の実現の観点から、GAP認証取得を通じて、産地と実需者が信頼関係を構築し、安定的な販路を形成することが重要である。そのため、実需者の求めに対応できる産地育成を目的に、事業実施主体において、農業者団体（以下、「支援対象団体」という。）を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用等の支援を行う。

(2) 事業内容

支援対象団体が新規にGAP認証を取得するのに当たって必要となる次に掲げる取組に要する費用を支援する。ただし、アの取組は必須とする。

ア 認証審査

GAP認証の取得に必要な審査の受審の取組。

なお、やむを得ない事情により事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合（困難な理由を支援対象者の責めに帰することができない場合に限る。）にあつては、審査会社との契約の締結をもって、本取組を完了したものとみなすことができるものとする。なお、事業実施主体から本取組の完了の考え方について申請があり、当該考え方が事業実施主体の責任の下に次年度における認証審査の受審に結びつくものであるとして、地方農政局長等がこれを承認した場合においても、本取組を完了したものとみなすことができる。

イ 研修指導の受講

GAP認証の取得に必要な民間コンサルタント等による研修指導の受講の取組。ただし、支援対象団体が研修指導を受講するための旅費は支援の対象外とする。

ウ 認証取得に係る環境整備

GAP認証取得に必要な次に掲げる取組

(ア) ICTを活用した情報システムの利用

(イ) 分析・調査の実施

(ウ) 設備や資材の導入及び改修の取組（取得単価が20万円未満のものに限る。）

(3) 補助額の上限額

事業実施主体から支援対象団体に対する支援額の上限は、別添3-3のとおりとする。

(4) 支援対象団体の要件

ア 支援対象団体は、別添3-10により、事業実施年度の翌年度の終了までに、実需者と結びついた産地形成の取組の結果を事業実施主体に報告することとする。なお、事業実施主体は、支援対象団体から報告がない場合、支援対象団体に対し、支援した額の返還を求めることができるものとする。

イ 支援対象団体は、認証取得後に、（一社）全国農業改良普及支援協会が運営するGAPマッチングサイトへ認証取得農場の情報を登録することとする。

(5) 留意事項

支援対象団体に対する支援に当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 支援対象となるGAP認証は、GLOBAL G. A. P. 及びJGAPとする。

イ アに掲げるGAP認証のいずれかを既に取得している場合であつて、認証取

得済みのカテゴリーと別のカテゴリーで認証を取得しようとするときは、支援の対象とする。一方で、支援対象団体が認証取得済みの品目とは異なる品目で新たに認証を取得しようとする場合でも、当該品目が認証取得済みのカテゴリーと同じカテゴリーに該当する場合は、支援対象としない。

また、支援対象団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得し、構成経営体数を拡大する場合にあつては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とすることができるものとする。

ウ (2)のアからウまでの取組の実施に当たっては、複数の業者から見積書を取得し、補助金の有効活用等の観点から比較検討を行うとともに、取組に要する経費を明らかにすることとする。なお、可能な限り、(2)のアの取組に係る見積書には、現地審査に要する見込日数及び審査員の現地審査に要する旅費(概算)を記載させ、(2)のイの取組に係る見積書には、研修指導に要する見込日数及び研修指導のうち指導者による現地指導に要する旅費(概算)を記載させることとする。

エ 具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 認証審査 2 研修指導の受講 3 認証取得に係る環境整備	(支援対象団体の取組) ・ 認証取得推進費 認証審査に要する費用(審査員旅費を含む。)、研修指導に要する費用(講師旅費を含む。)、ICTシステムに係る初期設定費及び利用費用、分析費用(残留農薬、水質、土壌等)、設備や資材の導入及び改修に要する費用	

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本補助金の対象とできる。

オ 本補助金による支援と重複しない範囲で、支援対象団体のGAP認証取得等の取組を、事業実施主体の予算等により支援することを妨げないものとする。

カ 支援対象団体の選定に当たっては、当該都道府県内の農業者等のGAPの取組拡大を喚起する観点から、次に掲げる例のように選考方法を工夫することが望ましい。

(例) 選定に当たって、優先順位付けを行う。

ポイント項目	考え方
販路拡大計画	GAP認証農産物の生産・販路拡大に向け、実需者と契約に向けた話し合いを行う予定がある等、具体的な計画がある団体を優先する。
団体の規模	実需者から求められる供給量の確保に応える観点から、団体の構成経営体数や構成経営体における栽培面積の合計が大きい団体や、団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得することにより、構成経営体数を拡大する具体的な計画がある団体を優先する。

生産量増加	G A P 認証農産物の生産量を増加させる具体的な計画がある団体を優先する。
-------	--

キ 事業実施主体は、支援対象団体の構成員に対して、農業共済組合等と連携し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする（支援対象団体の構成員がこれらの保険への加入資格を有しない場合を除く。）。

別添 3-3 実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援に係る支援額の上限設定について

事業実施主体が、支援対象団体のGAP認証取得の取組に対して支援を行う際には、下記の上限額の範囲内で行うものとする。また、上限額は税抜き額とする。

ただし、本補助金による支援とは別に、支援対象団体のGAP認証取得の取組を、事業実施主体が独自に支援することを妨げないものとする。

記

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を踏まえた上限額を設定する。

2 上限

(1) 認証の種類ごとに、審査費用の支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円×(団体の構成員数の平方根+2)
JGAP	13万円×(団体の構成員数の平方根+2)

(注1) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むことができることとする。

(注2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

(2) 認証の種類ごとに、研修指導受講費用の支援額の上限を下表のとおり定める。支援額の上限は、1日当たりの上限に研修指導の受講日数を乗じて得た額とする。この場合において、支援対象団体は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

認証の種類	1日当たりの支援額の上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数
JGAP	4万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数

(3) 認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、(1)及び(2)とは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、ア及びイの支援は対象外とし、研修指導を受講するための取組を行う支援対象団体の構成員である農業者等の移動に要する旅費は対象外とする。

ア 認証審査に要する審査員旅費

審査に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援することとする。

イ 研修指導の受講に係る講師の旅費

実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、上限を30万円とし、支援対象者は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

ウ ア及びイの旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合においては実際に宿泊した宿泊数分の宿泊料とする。

(4) 環境整備費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が 10 万円に取組経営体数を乗じて得た額を超えるときは、支援対象事業費の上限は 10 万円に取組経営体数を乗じて得た額とする。ただし、上限を 200 万円とする。

ア ICTを活用した情報システムの利用

(ア) 支援の対象は、ICTシステムの導入に伴うICTシステム導入利用費とする。ただし、ICT機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用はICTシステム導入利用費に含まない。

(イ) 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

イ 分析・調査の実施

(ア) 支援の対象は、GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。

(イ) 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

(ウ) 検体数及び検査項目(成分)数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

ウ 認証対応設備や資材の導入及び改修

(ア) 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるGAP認証取得のための対応に真に必要な設備(農薬保管庫及び仮設トイレを含む。(ウ)及び(エ)において同じ。)や資材の導入及び改修に要する費用とする。

ただし、仮設トイレにあつては、設置しようとする箇所の周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。

(イ) 支援額の上限は、10万円に取組経営体数を乗じて得た額(10経営体以上にあつては100万円)とする。

(ウ) 1つの設備又は資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。

(エ) 設備や資材の導入・改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。

(オ) 支援対象団体は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数、必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

(5) 別添3-2の3の(5)のイにより、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする場合にあつては、(1)中「団体の構成員数」及び(4)中「取組経営体数」とあるのは、「新たに追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額(全体額)を既に取り組んでいる農業者等の数と新たに取組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。

別添 3 - 4 (第 2 の 1 関係)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道農政事務所長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度国際水準GAP普及推進事業実施計画(変更)の提出について

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長、令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知)第5の1に基づき、関係書類を添えて(変更)提出する。

(注) 関係書類として、事業実施計画(別添3-5)を添付すること。

別添3-5 (第2の1関係)

〇〇年度 国際水準GAP普及推進事業実施計画

1 都道府県名

2 国際水準GAPの普及にあたり、利用するGAP基準文書

以下いずれかを選択すること。

(1) 国際水準GAPガイドライン

(2) 都道府県GAP

GAP基準文書名：

国際水準GAPガイドラインへの準拠確認完了年月日：

(3) 第三者認証GAP (GLOBALG. A. P. 及びJGAP)

3 事業の目的

4 事業の実施体制

※体制図を添付すること。GAP指導員の配置の考え方及び配置場所を明記すること。

5 成果目標の設定

目的	目標	目標値及び目標値設定の考え方
I 国際水準GAPに係る指導活動の推進	新たに国際水準GAPを実施する地区数 ※工程表を別途添付すること。	(目標値)
	GAP指導農業者数 ※うち新たに指導する者	(目標値) (※)
	GAP指導員の育成数	(目標値)
II 人材育成のための農業教育機関における認証の取得	GAP認証の取得等経営体数	(目標値)

等支援		
Ⅲ 実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援	実需者と結びついた産地(団体)の新規認証取得経営体数	(目標値)

6 事業実施主体のGAP指導体制

組織	既にGAP指導員として活動している者 ①	GAP指導員になる見込みの者 ②	GAP指導員等の数 ①+②	(参考) 翌年度以降GAP指導員となる予定の者
合計				

※目標値設定の考え方は、目標値を設定した根拠となる考え方を記載すること。

注1 実績報告時は、上段に(括弧)書きで計画時の内容を記載、下段に実績値を記載すること

注2 実績報告時にあつては所属及び氏名等を記載したリストを添付すること

注3 実績報告時、②については実際にGAP指導員となった者の数を記載すること

注4 実績報告時、(参考)については、実績報告時における予定を記載すること

7 事業の実施方針及び取組概要

(1) 国際水準GAPに係る指導活動の推進

ア 指導活動の基本方針

イ 活動内容

取組内容	実施回数、参集範囲、参加人数等
・ ・	・ ・

注 検討会、講習会、研修会、個別指導、団体指導、指導端末の導入等の取組と、その詳細がわかる定量的な内容を記載すること。

ウ 地区別のGAP指導農業者数

地区名	指導員数 (指導体制に位置付けられた者) (A)	GAP 指導農業者数 (B)	うち認定 農業者数	うち国際	うち都道府県	指導員1名 あたりの指導 農業者数 (B/A)
				水準GAP ガイドライン等 による指導数	の策定するGAP による指導数	

注1 都道府県内の地区（普及センターの所管範囲、産地等）ごとにおける、指導員数、GAPの指導を行う農業者数、指導員1名あたりの指導農業者数を記載すること。

注2 注1の「GAPの指導」とは、農業者に対する現地指導を含む複数回の国際水準GAPの実施に関する指導をいい、例えば、教育機関における就農前の生徒を対象にしたGAPの指導などは注1の「GAPの指導」には含まれず、当該指導を受けた者をGAP指導農業者数のカウントには含めないものとする。

注3 「うち認定農業者数」、「うち国際水準GAPガイドライン等による指導数」及び「うち都道府県の策定するGAPによる指導数」欄は、事業実施計画時においては見込み数を記載し、実績報告時にあつては事業実施主体の把握可能な範囲での実績値を記載すること。

エ GAP指導員の育成方針

育成数	育成方法（受講研修、現地指導予定等）

(2) 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援

ア 農業教育機関に対するGAP認証の取得等支援の基本方針

イ 支援内容

区分	新規取得 ①	維持・更新 ②	①・②のうち、団体 認証の構成経営体分
GLOBALG. A. P.			
ASIAGAP	—		
JGAP			

注1 事業実施計画時においては、表の内訳が判るリスト（支援予定の農業教育機関の名称、GAP認証及びカテゴリー）を添付すること。

また、実績報告時にあつては認証を取得等した農業教育機関の名称、認証、カテゴリー（青果物・穀物・茶等）、作物名等を記載した一覧表を添付すること。

注2 ASIAGAPについては、支援対象は維持のみとする。

(3) 実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援

ア 実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援の基本方針

イ 支援内容

区分	団体件数 (団体事務局数)	団体認証の構成 経営体数	うち新規取得構成経 営体数
GLOBALG. A. P.			
JGAP			

注1 事業実施計画時においては、表の内訳が判るリスト（支援予定の団体別の団体名称、新規・追加の別、新規取得構成経営体数、（追加の場合は）現在の構成経営体数、GAP認証及びカテゴリー）を添付すること。

また、実績報告時にあつては認証を取得した団体の名称、認証、カテゴリー（青果物・穀物・茶等）、作物名等を記載した一覧表を添付すること。

注2 既にGAP認証を取得している団体が新たに農業者等を追加する場合においては、「団体認証の構成経営体数」には新たに追加する農業者等も含めた団体全体の認証取得経営体数を、「うち新規取得構成経営体数」には新たに追加する農業者等の数を記載すること。

8 事業費

区分	取組内容	金額		備考 (積算員数及びその根拠)
			うち 補助金	
I 国際水準 GAP に係る指導活動の推進				
II 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援				
III 実需者と結びつけた産地形成に取り組む農業団体への認証取得支援				
合計				

注1 別添3-2に記載する対象経費を参考に記載すること。

注2 根拠となる資料を添付すること。

注3 実績報告の際は、計画時の内容を上段に () 書きで記載すること。

別添3-7 (第3の2関係)

国際水準GAP普及推進の事業成果及び評価報告書 (令和 年度) (令和
年 月 日作成)

事業実施主体名

目的	目標値				事業実績		備考
	目標値	実績	達成度	評価	事業費実績 (円)	うち補助金 相当額 (円)	
I 国際 水準G APに 係る指 導活動 の推進							
II 人材 育成の ための 農業教 育機関 におけ る認証 の取得 等支援							
III 実需 者と結 びつい た産地 形成に 取り組 む農業 者団体 への認 証取得 支援							
事業の成果							
事業実施主体による評価							
国による評価							

留意事項

- 1 項目別の記載方法は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「目標値」の欄は、目的別に設定した目標値を記入する。
 - (2) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (3) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
 - (4) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
 - A……達成度90%以上
 - B……達成度80%以上
 - C……達成度50%以上
 - D……達成度50%未満
 - (5) 「事業費実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
 - (6) 「補助金相当額」の欄には、目的ごとに補助金の実績額を記入する。
 - (7) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。
 - (8) 「都道府県による評価」の欄は、(1)から(7)までの内容を踏まえ、都道府県としての本事業における評価を所見とともに記入する。

また、目標値の達成度が極端に低い(概ね5割程度以下)の場合には、その理由を明確に記入する。
 - (9) 「国による評価」の欄は、地方農政局が評価の概要を記入するものとし、都道府県は記入しない。
- 2 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料を添付する。

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

国際水準GAP普及推進事業改善計画について（令和〇年度）

令和〇年度について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

成果目標の 種別	(年)		(年)
	当初目標 (年)	実績値	実績値

(2年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。)

3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

(改善計画は1か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別添 3-9 事業実施主体に交付する補助金の額の算定の方法について

1 事業実施主体に交付する補助金の額は、次により求める額とする。

$$\text{補助金額} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

(1) 農業教育機関の認証の取得等支援に係る配分

農業教育機関の認証の取得等支援に係る配分は、農業教育機関のGAP認証の取得等経営体数の指標値に応じて、審査費用及び審査員旅費を算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を①とする。（ただしこの項目に係る上限は3,000万円）

$$\text{①} = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}$$

GAP認証の種類別の計算式

(審査費用+審査員旅費) × 農業教育機関のGAP認証の取得等経営体数

ア GLOBALG. A. P. の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ア} = (49.1 \text{ 万円} + 3.5 \text{ 万円}) \times \text{B G}$$

イ ASIAGAP の認証取得等支援に係る配分（ただし取得等のうち維持のみ）

$$\text{イ} = (17.6 \text{ 万円} + 3.5 \text{ 万円}) \times \text{B A}$$

ウ JGAP の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ウ} = (11.2 \text{ 万円} + 3.5 \text{ 万円}) \times \text{B J}$$

(2) 実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援に係る配分

実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援に係る配分は、GAP認証の取得等経営体数の指標値に応じて、審査費用及び審査員旅費を算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を②とする。（ただしこの項目に係る上限は2,000万円）

$$\text{②} = \text{エ} + \text{オ}$$

GAP認証の種類別の計算式

(審査等支援費用+審査員等旅費) × 団体支援数

エ GLOBALG. A. P. の認証取得支援に係る配分

$$\text{エ} = (29.5 \text{ 万円} + 2.1 \text{ 万円}) \times (\sqrt{\text{C G} / \text{D G}} + 2) \times \text{D G}$$

オ JGAP の認証取得支援に係る配分

$$\text{オ} = ((13 \text{ 万円} + 2.1 \text{ 万円}) \times (\sqrt{CJ / DJ} + 2)) \times DJ$$

(3) 指導活動に係る配分

指導活動に係る配分は、国際水準GAPに係る普及体制構築に要する経費、国際水準GAPに係る指導活動の推進に要する経費及びGAP指導員の育成に要する経費の合計金額とする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を③とする。(ただしこの項目に係る上限は5,000万円)

$$\text{③} = \text{④} + \text{⑤}$$

国際水準GAPに係る普及体制構築に要する経費を優先的に配分することとする。国際水準GAPに係る普及体制構築に係る配分は、新たに国際水準GAPを実施する地区数に応じて配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を④とする。(ただしこの項目に係る上限は997万円)

$$\text{④} = E / \Sigma E \times 997 \text{ 万円}$$

国際水準GAPに係る指導活動の推進に要する経費及びGAP指導員の育成に要する経費は、GAP指導農業者の指標値に応じて配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を⑤とする。

$$\text{⑤} = (F + G + H + I + J + K + L) / \Sigma (F + G + H + I + J + K + L) \times (5,000 \text{ 万円} - \text{④})$$

- | |
|--|
| <p>A : 当該年度の予算のうち配分予定額の総額 (配分予定額とは、指導活動の進捗等を踏まえて留保する額等を除いた配分予定額。)</p> <p>B G : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る農業教育機関の認証の取得等経営体数 (延べ数)</p> <p>B A : 各事業実施主体における ASIAGAP に係る農業教育機関の認証の取得等経営体数 (延べ数)</p> <p>B J : 各事業実施主体における JGAP に係る農業教育機関の認証の取得等経営体数 (延べ数)</p> <p>C G : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る GAP 認証取得に取り組む団体認証の取得支援経営体数 (目標値)</p> <p>D G : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る GAP 認証取得に取り組む団体認証の取得支援数 (目標値)</p> <p>$\sqrt{C G / D G}$: 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る 1 団体あたり平均構成員数 (C G / D G) の平方根 (小数点以下の端数切り上げ)</p> |
|--|

C J : 各事業実施主体における JGAP に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援経営体数 (目標値)

D J : 各事業実施主体における JGAP に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援数 (目標値)

$\sqrt{(C J / D J)}$: 各事業実施主体における JGAP に係る 1 団体あたり平均構成員数 $(C J / D J)$ の平方根 (小数点以下の端数切り上げ)

E : 各事業実施主体における新たに国際水準 G A P を実施する地区数

F : 各事業実施主体における G A P 指導農業者数 (目標値)

G : F のうち G F P のコミュニティサイトに登録した農業者数

H : F のうち農福連携に取り組む農業者数

I : F のうち環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4 年法律第 37 号。以下「みどり法」という。) に基づき、みどり法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある農業者数

J : F のうち (参考) 就労条件事項の項目 1 及び項目 2 から 2 つ以上、かつ、項目 3 から 1 つ以上の就労条件改善事項に取り組む農業者数

K : F のうち (一社) 全国農業改良普及支援協会が運営する G A P マッチングサイトへ登録する予定の農業者数

L : F のうち新たに指導する農業者数

$\Sigma (F + G + H + I + J + K + L)$: $(F + G + H + I + J + K + L)$ の総和

2 要望金額の合計と 1 による補助金額の合計との差額 (以下「調整差額」という。) については、1 (2) に関して要望金額をもって補助金額とした事業実施主体を除いた各事業実施主体の補助金額のうち、次により求める交付加算額を②に加算することにより調整する。ただし、②に交付加算額を加えた金額の上限は、各事業実施主体の 1 (2) における要望金額とする。

$$\text{交付加算額} = \text{調整差額} \times (C G + C J) / \Sigma (C G + C J) ※$$

※ $\Sigma (C G + C J)$ において、1 (2) に関して要望金額をもって補助金額とした事業実施主体は除外する。

3 要望金額の合計と 2 による加算後の補助金額 (以下「加算後補助金額」という。) の合計額との差額については、2 により調整する。この場合、同項中「1 による補助金額」とあるのは「加算後補助金額」と読み替えるものとする。本項の規定は、調整差額がある限り、本補助金の交付を受ける全ての事業実施主体の補助金額の総和は A を上限とした上で、各事業実施主体の 1 (2) における要望金額と合致するまで繰り返し適用する。なお、この場合、1 (2) のただし書きの上限はないものとする。

4 なお、1 から 3 による算定によってもなお調整差額が生じる場合等にあつては、必要に応じて補助金額の調整を行うこととする。

(参考)

就労条件事項

項目	就労条件改善事項	
項目 1 労働基準関係法令への準拠	就業規則の新規策定	所定労働時間の設定
	休憩の設定又は休日の設定	時間外・休日労働に係る三六協定の締結の設定
	時間外割増賃金の支給	
項目 2 各種保険制度への準拠	労災保険の加入	雇用保険の加入
	健康保険の加入	厚生年金保険の加入
項目 3 その他の就労条件改善	給与等支給額を前年度比増	地域別最低賃金よりも5%以上の上乗せ
	定期昇給制度の設定	給与テーブルの作成
	能力と給与を連動させる仕組みの構築	役職手当の設定
	特別手当の設定	育児休暇の設定
	介護休業の設定	保育環境の整備
	労働安全教育の実施	人事評価制度の設定
	資格取得を促進する制度の導入	スキルアップに資する目標や計画の策定
	若者及び女性労働者の新規就農や定着を図ることを目的とした事業の実施	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化）
	農業に係る労使関係の相談・仲介体制整備	

別添3-10 実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体が事業実施主体に対して報告する内容について

1 G A P 認証の種類、認証取得品目

2 実需者との連携に関する取組

(1) 販路拡大等に向けて実施した取組内容

(例)

- ・ G A P 認証取得により実施している持続可能性への取組（労働安全対策、環境保全）について、実需2社に対して説明会を行った。

(2) 取組の効果

(例)

- ・ 実需者との信頼関係が深まり、長期の契約を締結できた。

3 農業経営の改善効果

分野	改善効果の有無 (○・×)	改善効果の内容を具体的に記載
食品安全		
環境保全		
労働安全		
人権保護		
農場経営管理		